

所管部課名	商工観光部 商工政策課							
事務事業名	経済対策事業							
根拠法令	提案公募型プレミアム事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	0千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	0千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	補助金の交付件数		10	平成32年				
成果指標②								
補助対象者	宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、理容・美容等の生活関連サービス業、道路旅客運送業において複数の事業所で構成されている、協会、組合、商店街、通り会等							
補助対象経費	プレミアム事業補助金に係る補助対象経費の内下記のもの ・プレミアム分に要する経費（ただし、商品券等の販売額の10分の1を限度し、換金が行われた商品券等のみを対象） ・商品券等の作成・販売・換金等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	各種団体がそれぞれの団体内で実施するプレミアム事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	・プレミアム分に要する経費 10分の10（上限100万） ・商品券等の作成・販売・換金等に要する経費 2分の1（上限50万円）							
上記項目の積算方法	プレミアム事業補助金に係る補助対象経費の内下記のもの ・プレミアム分に要する経費（ただし、商品券等の販売額の10分の1を限度し、換金が行われた商品券等のみを対象） ・商品券等の作成・販売・換金等に要する経費							
補助を 過去3 カ年 の事 業（ 団体 ）等 の 決 算 状 況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	93,398,712	88.6%	103,612,882	88.5%	114,370,729	88.4%
		商品券売上	90,000,000	85.3%	100,000,000	85.4%	110,000,000	85.0%
		自己資金	3,398,712	3.2%	3,612,882	3.1%	4,370,729	3.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	12,067,892	11.4%	13,484,382	11.5%	15,009,888	11.6%
			0.0%		0.0%		0.0%	
	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
	計	105,466,604	100.0%	117,097,264	100.0%	129,380,617	100.0%	
	支出	商品券換金	98,711,000	93.6%	109,871,500	93.8%	120,696,000	93.3%
		事務経費	6,755,604	6.4%	7,225,764	6.2%	8,684,617	6.7%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計	105,466,604	100.0%	117,097,264	100.0%	129,380,617	100.0%		
支出計/前年度支出計					111.0%	110.5%		
自己資金/前年度自己資金					110.9%	110.4%		
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%	0.0%		
交付件数	9		10		11			
成果指標の推移①	10		10		10			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成24年度創設） 【事業のPR方法】市内各種団体等に対し、制度説明会を実施した。							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助を実施する団体の組織力強化が計られ、その加入者の経営安定が図られることで、地域経済の活性化につながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	事業実施により、参加団体企業の経営強化が図られることによる間接的な経済効果と、プレミアム分がお得に使える直接的な効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業や商店街、通り会の活性化にあわせ、利用する市民の消費喚起となる事業であるため、市が直接実施することが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象はプレミアム分と事務経費の2分の1としており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事務経費は2分の1補助であり、それ以外の経費は自己負担となっており、自助努力が見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化や実施団体等の経営強化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業や団体の経営強化及び市民の消費喚起であり、妥当な手段であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 原発停止の影響を受けている事業者団体等を対象とした緊急経済対策として実施した事業であり、平成27年度において原発再稼動の見込みとなり、緊急経済対策の目的は終えた。今後は、地域経済の活性化や商工団体等の育成を目的とした事業として、補助内容の見直しを図る。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 提案公募型プレミアム事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第683号）第2条の表に掲げる提案公募型プレミアム事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる業種)

第2条 補助対象となる業種は、日本標準産業分類のうち、次の業種とする。

- (1) 宿泊業（ホテル、旅館、民宿など）
- (2) 飲食サービス業（飲食店、持ち帰り・宅配サービス）
- (3) 卸売業（各種商品等卸売り）
- (4) 小売業（各種商品等販売）
- (5) 生活関連サービス業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、その他生活関連サービス業
- (6) 運輸業のうち、道路旅客運送業

(補助事業者等の要件)

第3条 提案公募型プレミアム事業補助金（以下プレミアム事業補助金という。）に係る補助事業者等は、補助対象となる業種のうち、市内に活動拠点を有し、複数の事業所で構成されている次の団体等とする。

ただし、地元事業者が加盟していない団体等を除く。

- (1) 各事業所で構成されている協会、組合
- (2) 商店街（商店街振興組合を含む）
- (3) 通り会（任意の団体でも可）
- (4) その他これらに類する団体

(補助金の額)

第4条 プレミアム事業補助金の額は、次条に定める補助対象経費に補助率を乗じた合計額から、販売を行ったプレミアム商品券等（以下商品券等という。）のうち換金されなかった商品券等の額を控除した額及び事務費とする。

(補助対象経費)

第5条 プレミアム事業補助金に係る補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) プレミアム分に要する経費。ただし、商品券等の販売額の10分の1を限度し、換金が行われた商品券等のみを対象とする。
- (2) 商品券等の作成・販売・換金等に要する経費

(補助率及び上限額)

第6条 プレミアム事業補助金の補助率及び1回当たりの上限額は、次のとおりとする。

ただし、1団体1回に限り新たに追加申請することができる。

- |          |        |     |       |
|----------|--------|-----|-------|
| (1) 商品券等 | 10分の10 | 上限額 | 100万円 |
| (2) 事務費  | 2分の1   | 上限額 | 50万円  |

(交付の申請)

第7条 プレミアム事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商品券等の作成・広報・販売・換金の年間計画表
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(実績報告)

第8条 プレミアム事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発行額の日計表・換金額の日計表・取扱店の名称・取扱店の取扱件数が分かる書類
- (2) 商品券等の写し
- (3) 広報に利用したチラシ
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 プレミアム事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、商品券等の発行額及び換金率、取扱加盟店数等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 プレミアム事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年9月13日から施行する。

附 則

- 2 この要領は、平成24年11月7日から施行する。